

○厚生労働省・経済産業省・国土交通省告示第一号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十七条の十二の五第一項に規定する事業上の関係者との関係の構築の方針に関する事項として厚生労働大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣が定める事項を次のように定めたので、同条第二十六項の規定により、告示する。

令和四年三月三十一日

厚生労働大臣 後藤 茂之

経済産業大臣 萩生田光一

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

事業上の関係者との関係の構築の方針に記載する事項を定める告示

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十七条の十二の五第一項に規定する事業上の関係者との関係の構築の方針に記載する事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 給与等の支給額の引上げ及び教育訓練等の実施の方針
- 二 下請事業者その他の取引先との適切な関係の構築の方針

三 前二号に掲げる事項のほか、その他の事業上の関係者との関係の構築の方針を定めているときは、その内容

附 則

この告示は、令和四年四月一日から施行する。